

【資格証、卒業証書及び通帳の原本提示廃止に伴う修正】

資格証、卒業証書及び通帳の原本提示を廃止し、写し提出のみで可とすることに伴う修正。

R8.4 手引きページ	修正箇所	新	旧
38,39,44,45, 47～53,59,94, 145	資格証、通帳、卒業証書の原本提示について	原本提示に係る記載を削除	—
45,49,50,51,53	工事実績を確認できる書類の提示について 文言修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一式工事…①及び②の書類 <ul style="list-style-type: none"> ①請負契約書（写し） ②①に係る入金記録のある預金通帳（写し） ・ 専門工事…①及び②の書類 <ul style="list-style-type: none"> ①契約書、請求書、注文書等で工事内容が明記されたもの（写し） ②①に係る入金記録のある預金通帳（写し） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一式工事…請負契約書原本 ・ 専門工事…契約書、請求書、注文書等で工事内容が明記された原本又は写し及び工事に係る入金記録のある預金通帳（原本）
45,49,50,51,53	工事実績を確認できる書類の提示について 文言削除	削除	※4 専門工事で契約書（原本）提示の場合、工事に係る入金記録のある預金通帳の写しは省略できる場合があります。

【健康保険被保険者証廃止に伴う修正について】

従来の健康保険被保険者証が廃止されたことに伴う修正。P54④の表についても、全体的な見直しを行った。

また、P56⑤については、国民健康保険組合の健康保険に加入している場合は、加入している組合等が確認できる書類を提出する旨を記載。

R8.4 手引きページ	修正箇所	新	旧
39	(2) No.4,5 摘要欄	申請者の社会保険への加入状況又は住民税の特別徴収状況が確認できる書類、確定申告書控等	健康保険被保険者証（両面、写し）、確定申告書控（写し(個人事業主が常勤役員等の場合)）等
54	④ 表の修正	健康保険証廃止に伴う全体的な表の見直し	—
55	文言修正	<p>※資格確認書等のマスキングについて (略)</p> <p>これに伴い、建設業許可の手続きで資格確認書等の写しを提出する場合には、「被保険者等記号・番号」が見えない状態で行うようお願いいたします。</p>	<p>※健康保険証等のマスキングについて (略)</p> <p>これに伴い、建設業許可の手続きで健康保険証等の写しを提出する場合には、「被保険者等記号・番号」が見えない状態で行うようお願いいたします。</p>
55	例示の修正	<p>マスキングの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格確認書（国民健康保険組合の場合） 	<p>マスキングの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険被保険者証（協会けんぽの場合） ・ 後期高齢者医療被保険者証（後期高齢者医療の場合）
56	⑤ 国民健康保険組合の場合の確認資料について	<p>次のいずれかの書類（事業所名及び保険組合名が明記されているもの）の写しを提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業に係る国民健康保険組合が発行した加入証明書又は国民健康保険組合が発行した健康保険料の領収書等 ・ 資格確認書又は資格情報のお知らせ（有効期限内のものに限る） <p>※いずれも申請・届出時点で直近のもの</p>	<p>次のもの（事業所整理記号・事業所番号が明記されているもの）を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金事務所発行の保険料領収証書等（写し）

【その他の修正】

R8.4 手引きページ	修正箇所	新	旧
はじめに	行政書士法改正（R8.1.1施行）に伴う修正	<p>○行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（電磁的記録を含む）、その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とすることとされています。ただし、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができません。</p> <p>※ 行政書士又は行政書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合等を除き、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として上記の業務を行うことはできません（行政書士法第19条第1項）。</p>	<p>○ 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、以下に掲げる事務を業とすることとされています。ただし、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができません。</p> <p>(1) 官公署に提出する書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること (2)～(5) 略。</p> <p>※ 上記のうち(1)の業務は、行政書士又は行政書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合等を除き、業として行うことはできません（行政書士法第19条第1項）。以下、略。</p> <p>○ 以上、総務省ホームページから抜粋→ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jjichi_gyousei/gyouseishoshi/</p>
1	1 (4)を追加	(4) 建設工事に該当しない業務の例を掲載	—
28,29	表4-2 国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習の種目の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録道路等法面保護基幹技能者 ・ 登録斜面防災基幹技能者 ・ 登録石材施工基幹技能者 	—
52	工事実績を確認できる書類の提示について 文言追加	<p>※許可状況を確認できる資料がなく、許可期間に許可を受けていたことが確認できない場合は、工事実績が確認できる資料が必要です。</p> <p>※変更届出書（決算報告）で工事実績を確認できない場合は、工事実績が確認できる資料を求めることがあります。</p>	許可状況を確認できる資料がなく、許可期間に許可を受けていたことが確認できない場合は、工事実績が確認できる資料が必要
149,150	備考欄の記載方法について 文言修正	変更後欄の代表者や役員が常勤役員等（ 経營業務の管理責任者等 ）や営業所技術者等（ 専任技術者 ）である場合には（経）、（専）と記入	変更後欄の代表者や役員が常勤役員等や営業所技術者等である場合には（経）、（専）と記入
164	(2) ⑤を追加	<p>⑤ 承継予定日まで許可要件が途切れていない</p> <p>承継者、被承継者等、認可に関わるそれぞれの許可業者において、常勤役員等（経管）、営業所技術者等（専技）は、承継予定日まで引き続き常勤である必要があります（認可後の届出（社会保険の加入資料等）の提出により確認します）。</p> <p>特に法人成りの場合、承継予定日が社会保険等の資格取得日となっていることなど、承継される側の許可要件が途切れないように、十分に注意してください。</p>	—
199	16 建設業関係部署の問合せ先一覧を追加	16 建設業関係部署の問合せ先一覧	—